

那智勝浦町医療・健康福祉基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町に那智勝浦町医療・健康福祉基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所管事務)

第2条 委員会は、那智勝浦町医療・健康福祉基本構想の策定に必要な事項を検討する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は、総務課新病院建設推進室に置く。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員で組織し、別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員長は、副町長を持って充てる。

3 委員長に事故等があるとき、総務課長がその職務を代理する。

4 委員会に顧問を置くことができる。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を統括し、会議を招集する。

2 会議の議長は、委員長が務める。

3 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第6条 委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長は、委員長が指名し、構成員は、部会長が指名する。

3 各専門部会の部会長は、調査検討結果を委員会に報告するものとする。

(報告)

第7条 委員長は、委員会での調査検討事項を町長に報告する。

(その他)

第8条 この要綱に定めたもののほか、必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月12日から施行する。

別表

那智勝浦町医療・健康福祉基本構想策定委員会名簿

役 職	氏 名	職 名
委員長	植 地 篤 延	副町長
委員	潮 崎 有 功	総務課長
委員	東 正 通	消防長
委員	寺 本 資 久	住民課長
委員	福 居 和 之	福祉課長
委員	塩 地 勇 夫	建設課長
委員	八 木 敦 哉	病院事務長
顧問	木 浦 賀 文	病院長

那智勝浦町医療・健康福祉基本構想
(那智勝浦町すこやかプラン)

平成 23 年 1 月

発 行 和歌山県那智勝浦町

〒649-5392

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地 7 丁目 1-1

電話 0735-52-0555

委託機関 (株)日本コンサルタントグループ大阪営業所

〒530-0027

大阪市北区堂山町 1-5

電話 06-6312-0974